

令和3年度

償却資産(固定資産税)の申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。**申告期限は、2月1日(月)ですが、なるべく1月18日(月)までに申告していただきますようご協力をお願いします。**

申告書を郵送で提出される方で、**控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。**

☆ 固定資産税(償却資産)申告について

固定資産税(償却資産)に係る業務を**大阪市船場法人市税事務所**で集約して行っています。申告書等は、**資産の所在する区ごとに作成し**、下記までご提出くださいますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に係る軽減措置を申告される場合は、必要書類を同封してください。詳しくは、**大阪市ホームページ**をご覧ください。

大阪市 固定資産税 軽減 コロナ

検索

【償却資産に関するお問い合わせ先及び償却資産申告書等提出先】

担当区域	名称	住所	電話番号
大阪市内 全域	大阪市船場法人市税事務所 【固定資産税(償却資産)グループ】	〒541-8551 大阪市中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階北側	(06)4705-2941

区役所には、償却資産申告書の受付など市税に関するご相談、お問い合わせの窓口はございませんのでご注意ください。
なお、税証明書の発行、納付書の再発行は区役所税証明書発行窓口においても行っています。

☆ 大阪市船場法人市税事務所の開庁案内及びアクセスについて

【開庁案内】

午前9時から午後5時30分(土曜、日曜、祝休日、年末年始などの閉庁日を除きます。)

【アクセス】

地下鉄堺筋線・中央線「**堺筋本町**」駅 **4番・5番出口**(日本橋・天下茶屋方面ホーム内中北改札口)を出て、船場センタービル3号館2階までお越しください。

詳しくは、**大阪市ホームページ**をご参照ください。

このパンフレットの内容は、令和2年10月末現在の法令に基づいて作成しています。

もくじ

- I 償却資産の概要・・・・・・・・・・・・・1
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・5
- III 申告書等の主な記載方法について・・・・・・・・11
- IV 償却資産の評価と課税について・・・・・・・・14

